

円明寺屋敷

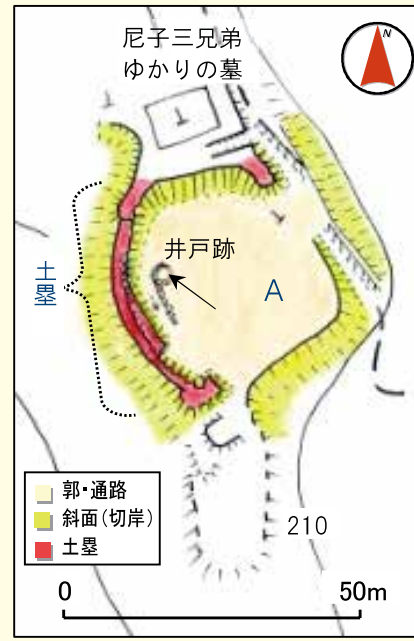
《高原町長田》

【登城ガイド】
標高/220m、比高/60m
史跡指定/市指定(墓のみ)
城主/不明
所要時間/東側入口から1分



円明寺屋敷遠望(北側より撮影)

周辺位置図



円明寺屋敷略測図(作図 秋本哲治)



井戸跡と土塁(Aより撮影)

立地: 住宅地に程近い低い尾根上にあります。屋敷のすぐ南には当時から広島方面へ繋がる道が通り、三篠川を挟んだ対岸には内藤氏の田屋城が望めます。本来の円明寺は、ここから100mほど高い山中にあり、古代の瓦や礎石が残ります。文献によつては「延命寺」「円明寺」とも記されています。

歴史: 永禄9(1566)年11月、出雲尼子氏の本拠地であった月山富田城が開城し、城主尼子義久・倫久・秀久の三兄弟が毛利氏へ捕えられた。その後、12月14日に円明寺に護送され、幽閉されました。監視役を任されたのが長田の領主内藤元泰で、昼夜問わず厳重で丁寧な監視を続けました。幽閉は23年間にも及び、その後三兄弟は志路(白木町)に移り住み、毛利家臣となります。江戸時代には毛利氏に従い長門へ移り、佐々木と姓を変え存続しました。

城跡: 郭Aの北側と西側に削り残した土塁が残り、部分的に石積も見られます。また井戸跡も残り、生活の痕跡がうかがえます。背後には明治時代に整備された、尼子家臣のものと思われる墓が残ります。

考察: 『秋藩閩閩録』に、11月18日付(永禄9年か?)で、毛利輝元が内藤元泰に円明寺の普請を命じた文書があります。それが古代以来の円明寺とは別に、三兄弟の幽閉地として寺内に作らせたこの屋敷と推測されます。ただ、三兄弟と従者約20人に加え、監視する内藤氏の詰所も含む宿所としては狭い気もします。となると、この尾根上一帯が円明寺境内で、そこで複数箇所に分かれて幽閉されていた可能性もあります。

シリーズ「お城拝見!」第五十二回

安芸高田市歴史民俗博物館
学芸員 秋本哲治

戦国時代では屋敷(館)跡も広い意味での城跡と考えることができず。今回は寺内にあった屋敷跡ですが、歴史的に重要な場所でもあり紹介いたします。県道から「尼子三兄弟ゆかりの墓」の案内板に沿って進むと容易にたどり着きます。

編集後記

8月の豪雨により、我が家では数年前に続き2回目の床下浸水を経験しました。
後片付けがたいへんでしたが、手伝っていただいた多くの身内の方に感謝しています。(浮田)

毎年、他のまちの議員さんらが視察にやってくるお太助ワゴン。皆さん感心されて帰られます。多くの方の協力のおかげで運行されています。(森本)

利用者、事業者の皆さんの協力により、順調に運行しているお太助ワゴン。多くの人の助け合いの気持ちが入められているこの乗り物に、「お太助」というネーミングは、とても合っているなと感じました。(田村)

今月の表紙

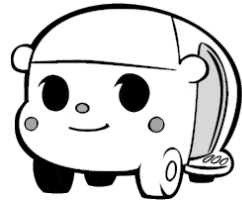
お太助ワゴンでプールに向かう米田くんと松野くん。元気がいっぱい二人がとても印象的でした。

お太助ワゴンに乗るぞー!

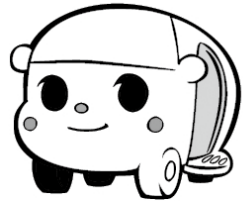


(今月の主な内容)
2~5
お太助ワゴンに乗って出かけよう!

発行編集 安芸高田市 政策企画課 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791 Tel.(0826)42-5612 Fax.(0826)42-4376 http://www.akitakata.jp/



お太助ワゴンの乗り方



お太助ワゴンに乗って 出かけよう！

1. 利用登録



お太助ワゴンに乗るためには、事前に登録が必要です。住所、氏名、電話番号などを申請書に書いて市役所政策企画課、または各支所窓口係まで提出してください（FAX・郵送可）。申請用紙は政策企画課、各支所にご用意しております。また、市ホームページの申請書ダウンロードから印刷もできます。

【政策企画課】

住所：安芸高田市吉田町吉田 791

☎0826 - 42 - 5612

☎0826 - 42 - 4376

2. 予約



お太助ワゴンを利用するときは、受付センターに電話をして予約をしましょう（電話番号は下記参照）。予約は利用する日の2日前から、乗りたい便の30分前まですることができます（8:30 発地域→吉田の便、8:00 発吉田→地域の便は前日までの予約）。

予約する際は、①お名前と、②何日の、③何時頃の便で、④どこから、⑤どこまで行きたいかを受付センターのオペレーターにお伝えください。オペレーターがご利用いただける便を案内します。

3. 乗車



利用日当日、指定した場所にお太助ワゴンがやってきます。お太助ワゴンには、皆さんの予約を受けて運行ルートを決め、出発地点から一番近い予約先（地域から吉田方面に出発する便なら、吉田から一番遠い予約先）から順に乗降を繰り返しながら、最終目的地に1時間以内で到着するよう走ります。そのため、お迎え時間や到着時間を指定することはできません。そのことをご理解の上ご利用ください。

平成22年10月に市内全域の運行を開始したお太助ワゴン。生活に欠かせない移動手段として、日常的に利用されている方や、走っているのは見かけるけれど、まだ利用したことがない方、そして、乗ってみたいけれど、どうやって利用したらいいかわからない、という方もおられると思います。

今回の特集では、お太助ワゴンの乗り方や、乗るときに注意してほしいことなどの「お太助ワゴン情報」をまとめました。まだ乗ったことがない方も、この機会にお太助ワゴンに乗って、市内に出かけてみてはいかがでしょうか？



（左から）米田光くん（小6）、松野裕太郎くん（小6）。



お太助ワゴンに乗り込む二人。



元気いっぱいの二人も、車内に入ると静かにしていました。

夏休みはふなさ児童クラブで高宮B&G海洋センターのプールに行くために、1週間に2、3回利用しています。帰りはみんなで歩いて帰るのですが、行きは連れて行ってもらえるので楽です。お太助ワゴンのおかげで便利になったと思います。



（左から）後藤春繁さん、颯太くん（小6）、昭子さん。



手際よく運転手さんに運賃を払う颯太くん。

（颯太くん）4年生の頃から、夏休みや冬休みにはお太助ワゴンに乗って、家（吉田町）からおじいちゃんとおばあちゃんの家（美土里町）に来ています。ここでは、宿題をしたり、自転車に乗って生桑のふれあい市にジュースを買いに行ったりしています。生田錦城子ども神楽団に入っているの、ここで太鼓の練習もしています。

（昭子さん）車内で寝ているときは、着いたら運転手さんが起こしてくれるそうです。親切にしてくれるので安心してお太助ワゴンに乗ることができています。感謝しています。

運行時刻表（最初の方をお迎えに行く時間です）

地域→吉田	吉田→地域
午前 8:30	午前 8:00
9:00	10:00
10:00	12:00
11:00	午後 1:00
午後 1:00	2:00
3:00	2:30

予約受付電話 受付センター

（安芸高田市地域振興事業団）

電話 0826 - 47-1515

お太助フォン（吉田・八千代・甲田・向原から）

21-5001

（美土里・高宮から）

21-5002

受付センターのお太助フォンの電話番号は住んでいる地域によって違います

受付日 月曜日～金曜日
受付時間 午前8:00～午後5:00

子どもたちにとって、普段は利用する機会が少ないお太助ワゴン。しかし、夏休みには、子どもたちがお太助ワゴンに乗ってお出かけしていました。子どもたちがお太助ワゴンに乗ってどこに行っているのか、お話を聞きました。

お太助ワゴン、利用しています！



お太助ワゴンを利用する際のお願い

お太助ワゴン6つのお願い

- ①安全のためのシートベルトの着用
- ②お太助ワゴン利用の前に事前登録
- ③早めの予約
- ④満車に備えて余裕を持った行動計画
- ⑤お太助ワゴンが自宅に到着するまで待ちやすい場所でお待ちください
- ⑥運行時間厳守にご理解を



高齢化が進む安芸高田市。高齢者の路線バス利用には多くの問題点がありました。高齢者に優しい乗り物を目指して、お太助ワゴンが本格運行を開始して4年が経ちます。この間、利用者及び運行事業者の理解と協力により順調に運行しています。また、利用者アンケートによると利用者の満足度も高く、年間延べ約4万4千人の方が利用されています。

お太助ワゴンをより良いものにしていくために次のことをお願いします。

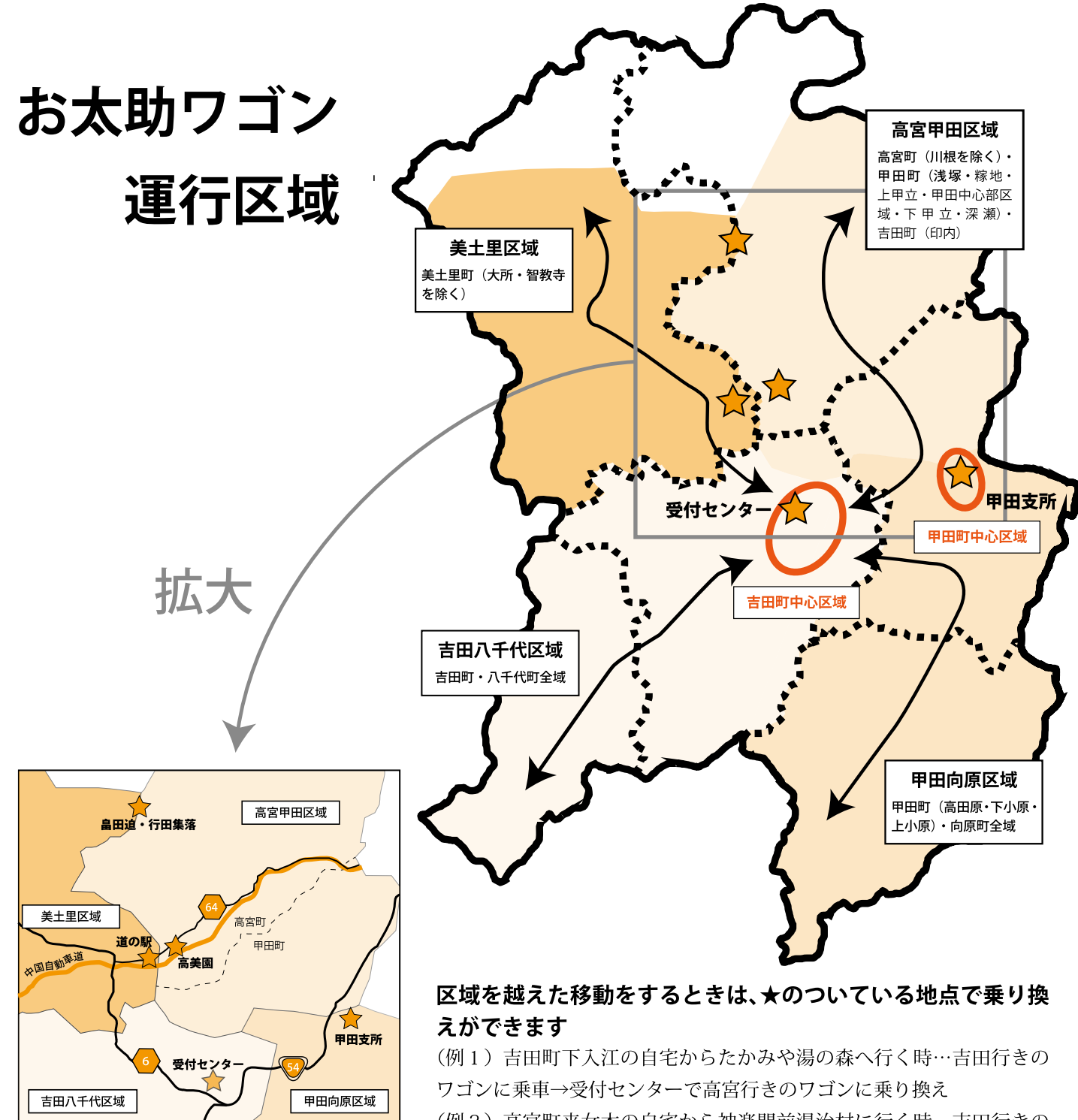
- ①万が一に備えてシートベルトの着用をお願いします。
- ②お太助ワゴンの利用には事前に利用者登録が必要です。手続きに時間を要しますので、早めに**利用登録**をお願いします。
- ③予約の電話は朝8時～9時に大変込み合います。予約受付は2日前から出発30分前まで(朝一番の便は前日まで)です。**早めに予約**をお願いします。キャンセルなど、予約の変更もご連絡下さい。
- ④お太助ワゴンには利用が**集中する**便があります。予約状況によっては前後の時間の便を利用していただきますようお願いいたします。目的地に1時間以内で到着するよう運行するため、**座席に余裕があっても予約をお受けできない場合があります。**
- ⑤お太助ワゴンが到着するまで、**お太助ワゴンの到着の見える待ちやすい場所**でお待ちください。
- ⑥お太助ワゴンは**運行時間を守る**ようにしています。定時の出発にご協力いただきますようお願いいたします。ワゴンの到着時に、予約場所でお客様が見つからない場合、(5分程度待つ) 次の目的地に向けて出発します。

皆さんに気持ち良く利用していただくためにこれからも努力していきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

みんなで気持ち良く
お太助ワゴンを利用しよう！



お太助ワゴン 運行区域



区域を越えた移動をするときは、★のついている地点で乗り換えができます

- (例1) 吉田町下入江の自宅からたかみや湯の森へ行く時…吉田行きワゴンに乗り→受付センターで高宮行きワゴンに乗り換え
 (例2) 高宮町来女木の自宅から神楽門前湯治村に行く時…吉田行きワゴンに乗り→道の駅「北の関宿 安芸高田」で美土里行きワゴンに乗り換え

運行料金表

料金は、現金か回数券を乗車の際に運転手にお支払ください。回数券は、備北交通吉田営業所またはワゴン・バス車内でお買い求めください。

町内への移動		町外への移動		乗り継ぎ料金 (2回目)	
大人	小中学生・ 障害者手帳提示	大人	小中学生・ 障害者手帳提示	大人	小中学生・ 障害者手帳提示
300円	100円	500円	200円	300円引き	100円引き

※小学生未満は無料です。

※乗り継ぎ料金は、時間をあけず連続して乗車される場合に限りです。時間をあけての乗り継ぎには適用されません。

Topics

7月・8月 豪雨災害に関する状況をお知らせします



総務省の「行政相談週間」～困ったら 一人で悩まず 行政相談～

総務省中国四国管区行政評価局 ☎0570-090110

10月20日から26日までは、総務省の「行政相談週間」です。行政に関する暮らしの困りごと、苦情、要望がありましたら、総務省中国四国管区行政評価局か、行政相談委員会にご相談ください。

本市では、総務大臣から委嘱を受けた6人の行政相談委員が、定期的に各地区で相談所を開設しています（詳しくは22～23ページ「相談」を参照）。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

【安芸高田市担当の行政相談委員】



中田 俊三 (吉田町) | 山本 孝治 (八千代町) | 佐々木 忠則 (美土里町) | 田中 房人 (高宮町) | 大前 貴美子 (甲田町) | 奥田 秀生 (向原町)

～暮らしの困りごとなんでも 行政相談所～ 無料、秘密厳守

「川岸に茂った木のため豪雨で川があふれそうになるので心配」「道路に穴があり危ないので補修してほしい」「郵便ポストが通行の支障になっている」「こういう場合はどうしたらいい？」など、ささいなことでも結構ですので、暮らしの困りごとを、ご相談ください。

【特設行政相談所】 ☎10月28日(火) 午前10時～午後3時 ☎クリスタルアージュ 202

相談員：総務省中国四国管区行政評価局行政相談官、行政相談委員



「成年後見制度セミナー・相談会」開催

安芸高田市社会福祉協議会 ☎45-2941

【お問い合わせ・申し込み先】安芸高田市社会福祉協議会 ☎45-2941

【講師】坂下法律事務所 弁護士 坂下宗生 さん
※どなたでもご参加できます。※セミナー終了後、成年後見制度の無料相談会を開催します。相談を希望される方は、10月20日(月)までにお申し込みください。

【出演】「成年後見制度って何だろう?」住み慣れた地域で安心して暮らすために」

【日時】10月28日(火) 13時30分～15時(受付 13時)

【会場】クリスタルアージュ 小ホール

【任意後見制度とは】認知症や知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分な人が、日常生活において財産管理や契約などで、不利益を被らないように、法的に保護し、支えるための制度です。

【成年後見制度の種類】成年後見制度には、判断能力が低下する前に自分で準備をしておく「任意後見制度」と、すでに判断能力が低下している人のための「法定後見制度」があります。

【任意後見制度】判断能力があるうちに、あらかじめ、公正証書によって後見

【法定後見制度】判断能力が不十分な人のために、将来、判断能力が不十分になったときに、その契約に基づいて予定された人(任意後見人)が本人を援助することになります。

【必要書類】申立書、本人及び申立人の戸籍謄本、診断書、登記事項証明書など ※詳しくはお問い合わせください。

【高齢者の場合】安芸高田市障害者基幹相談支援センター ☎47-1080

【障害者の場合】安芸高田市障害者基幹相談支援センター ☎42-5615



(上) 八千代町の市道潜龍線 (8月20日撮影)。(右) 向原町の林道虫居谷線 (7月20日撮影)。どちらも豪雨により路肩が崩れている。



8月20日未明、広島市北部を中心に起こった豪雨。局地的に降った大雨は、土砂災害などにより甚大な被害をもたらしました。広島市に隣接する安芸高田市でも床上・床下浸水、断水、土砂崩れ、道路の路肩崩壊などの被害がありました。また、7月19日には向原町で記録的短時間大雨情報が発表されるほどの大雨が降り(時間雨量 125mm を記録)、かけ崩れや床下浸水などの被害がありました。自然災害は、いつどこで起こるか分かりません。今回の災害を教訓に、防災への意識を高め、万が一の事態に備えて準備しておくことが大切です。

甚大な災害を受けた被災地の復興のためには、長期的な支援が必要です。安芸高田市から被災地への支援の状況をお知らせします。

広島市の豪雨災害に伴う被災地への支援状況(9月9日現在)

【災害義援金】8月22日から本庁、クリスタルアージュ及び各支所にて受付開始

【支援物資の提供】広島市からの要請により、土嚢袋 9,200 枚を提供(8月24日 4,200 枚、8月25日 5,000 枚)、被災者の移動用として自転車 20 台を寄贈(9月8日)

【住宅の提供】市有住宅 16 戸の提供

【復旧支援】広島市災害ボランティア本部が実施するボランティア活動に、広島県外から参加される方の後方支援として、夜間休息所の提供を予定

【人的派遣】

- ・県内消防相互応援協定による消防吏員の派遣：安芸高田消防署員 4 名、車両 1 台の派遣(8月20日～29日まで※延べ 40 人)
- ・消防団員の派遣：安芸高田市消防団員 5 名、車両 1 台の派遣(8月29日)
- ・一般事務職の派遣(避難所の運営等)：2 名の派遣を検討中(当分の間を予定)
- ・保健師の派遣(避難所における健康管理等)：5 名(9月11日から9月30日まで)



災害義援金を受託しました

市内小学校・中学校の児童会・生徒会、校長会、PTAの皆さんが中心となり、被災された皆さんへの募金の取り組みをされ、777,467 円もの義援金が集まりました。そして、9月10日、児童会・生徒会・校長会・PTAの代表が、義援金を安芸高田市に託されました。この義援金は日本赤十字社を通じて復興支援に充てられます。

1. 「避難」について

避難とは、「災害から命を守るための行動」のこと。「避難」と聞くと、「その場を離れて避難場所へ行くこと」を連想するでしょう。それは誤りではありませんが、真夜中、豪雨、雷雨、洪水といった屋外が危険な状況下での避難もあり得ます。また、避難場所が開設されていない場合もあります。そのような時は、近所のなるべく安全な場所や、屋内で危険とは反対側なるべく高い場所に移動することも避難行動のひとつです。

置かれた状況は一人ひとり異なります。大事なものは、油断せず、あきらめず、命が助かる可能性が少しでも高くなる行動をとることです。

2. インターネットの防災情報を活用

インターネットによる広島県の防災情報は、全国的に見ても高い情報量があります。しっかりと活用しましょう。広島県の様々な防災情報は：広島県防災WEB <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/> 土砂災害危険区域・警戒区域のことなら：土砂災害ポータルひろしま <http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx> 6時間後までの雨量予測：気象庁の解析雨量・降水短時間予報 <http://www.jma.go.jp/radame/>



すこやか介護

第4回テーマ

げんき教室

安芸高田市にお住まいのみなさんが、いつまでも元気でいきいきと生活していけるよう、介護予防教室「げんき教室」を開催しています。この事業は各事業所（施設）に委託して行います。

参加を希望される場合は、各事業所（施設）へ直接申し込んでください。

【対象者】安芸高田市に住民票がある65歳以上、要介護認定を受けていない方で、通所型介護予防事業（二次予防事業）を利用中でない方

【内容】足腰の筋力を高めるための運動、認知症予防、閉じこもり予防など介護予防について毎月2回実施します

【参加費】1回350円（内容により材料費等、実費が必要な場合があります）

げんき教室実施事業所

事業所名	電話番号
百楽荘デイサービスセンター	42-3215
きさらぎ苑デイサービスセンター	43-1280
安芸高田市地域振興事業団	42-1011
レークサイド土師通所介護事業所	52-3833
高美園通所介護事業所	57-1260
たかみや湯の森	59-0059
安芸高田市社会福祉協議会	45-2941
徳永医院	45-3106
通所介護事業所甲田	45-7777
通所介護事業所かがやき	46-7500

※開催場所、日時、送迎等については、各事業所に直接お問い合わせください。

皆と一緒に集まって仲間づくり！

体を動かし脳を活性化！認知症を予防しよう！



高齢者福祉課（高齢者支援センター） ☎47-1281

季節性インフルエンザワクチン 予防接種のお知らせ

保健医療課健康推進係 ☎42-5633

今冬の高齢者季節性インフルエンザワクチン接種を、次のとおり10月から実施します。

【接種券・予診票の配布方法】

9月下旬から、接種券、予診票を対象となられる方にお送りします。

病院での混雑を避けるため、予診票は接種日当日までに記入を済ませておきましょう。

【接種日当日に医療機関へ持っていくもの】

- ・予診票
- ・接種券
- ・住所、年齢の確認できるもの（健康保険証など）
- ・自己負担金額

【予防接種の対象者】

- 安芸高田市民の方
- 接種日当日に65歳以上の方
- 接種日当日に60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器機能・免疫機能障害のいずれかを有し、その障害が身体障害者手帳1級に該当する方

【注意】対象者以外の方は、医療機関と本人との任意接種になります。

【接種期間】10月1日（水）～平成27年1月31日（土）

【注意】医療機関により、接種開始日や予約の有無が異なります。事前に医療機関へご確認ください。また、一般的にはワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間から約5か月とされていますので、12月中旬までに接種を受けましょう。

【接種場所】安芸高田市内及び市外の医療機関（市と委託契約がされているところ）

【接種回数】1回 ※一般的に高齢者の方は1シーズン1回の接種で効果があります。

【個人負担】1,000円

※医療機関によっては1,000円以上のところもあります。

※生活保護世帯の方は、一度医療機関の窓口で個人負担を支払われた後、被保護者証明、領収書、接種済み証、印鑑、口座が分かるもの（本人名義のもの）を持参して申請をしてください。自己負担分を償還払いします。



地域で子育て！！

『ファミリー・サポート・センター事業』に参加しませんか？

安芸高田市社会福祉協議会 吉田支所 ☎42-2941

安芸高田市社会福祉協議会で実施しているファミリー・サポート・センター事業（安芸高田市委託事業）は、子育てを「応援したい人」と子育てを「応援してほしい人」が、会員間で相互に助け合う制度です。

地域の中で、子どもたちを育てていく、そのお手伝いをするためこの事業に取り組んでいます。

《会員募集中》

●提供会員
子育て支援に理解と熱意があり、子育てを応援したい人

●依頼会員
子育てを応援してほしい人で、安芸高田市内に住所を有し、生後6か月から小学校3年生以下（障害のある子どもについては中学校3年生以下）までの子どもを養育している方

★主な支援内容は
・保育所施設・児童館・放課後児童クラブの開始前・終了後の子どもの預かり
・保育施設までの送迎
・学校の放課後の子どもの預かり



ファミリー・サポート・センター事業の会員で交流している一場面。

利用料金			
通常・日中の預かり	月～土	1時間900円 (利用者負担300円)	※料金の2/3を1日あたり4時間まで市が支援します
	日・祝日・年末年始	1時間1,050円 (利用者負担350円)	
病後児預かり		1時間1,500円 (利用者負担500円)	※料金の2/3を1か月あたり2日まで市が支援します
宿泊を伴う預かり		1泊12,000円 (利用者負担4,000円)	

・冠婚葬祭・兄弟の学校行事・買い物等の際の子どもへの預かり
※会員になるには登録が必要となります。

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

保健医療課健康推進係 ☎42-5633



新たに高齢者の肺炎球菌予防接種が「予防接種法」に基づく市が行う「予防接種」に追加されました。これにより、安芸高田市では平成26年10月から肺炎球菌予防接種を実施します。

対象者には9月下旬に接種券等を郵送します。予防接種券が届いた方は、予防接種を公費負担により安価で受けられます。（ただし、接種日までに安芸高田市から転出された場合は対象外となりますので、転入先の市町にお問い合わせください。）

この予防接種は義務ではありませんので、あくまで本人の希望に基づいて受けてください。

【注意】過去5年以内に「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライド）」の接種を受けたことがある人は、再度接種することにより注射部位の痛み、赤み、しこり等の副反応が、最初の接種のときよりも起る確率が高く、また程度が強くなる確率があります。また、今回の予防接種の対象外となりますので、ご注意ください。

【予防接種の対象者（①または②に当てはまる人が対象）】
①平成27年3月31日に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方及び101歳以上の方（現在各年齢に達していない66歳以上の方も平成30年度までに順次対象となります。）
②60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の

機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある方で、身体障害者手帳1級程度の障害がある方

【接種券・予診票の配布方法】
9月下旬から、接種券、予診票を対象となられる方にお送りします。

病院での混雑を避けるため、予診票は接種日当日までに記入を済ませておきましょう。

【接種日当日に医療機関へ持っていくもの】予診票、接種券、住所、年齢の確認できるもの（健康保険証など）、自己負担金額

【接種期間】10月1日（水）～平成27年3月31日（火）

【注意】医療機関により、接種開始日や予約の有無が異なります。事前に医療機関へご確認ください。

【接種場所】安芸高田市内及び市外の医療機関（市と委託契約がされているところ）

【接種回数】1回（1回の接種で5年の効果があるといわれています。）

【個人負担】2,000円
※医療機関によっては2,000円以上のところもあります。
※生活保護世帯の方は、いったん医療機関の窓口で個人負担を支払われたのち、被保護者証明書、領収書、接種済み証、印鑑、口座が分かるもの（本人名義のもの）を持って、保健医療課、または各支所窓口係まで申請にお越しください。自己負担分を償還払いします。

堅守速攻で日本一に挑む

全国小学生ハンドボール大会 4位 日本ハンドボールリーグジュニアリーグ 西ブロック 優勝 安芸高田ハンドボールクラブ (甲田町)

「練習でできないことは本番でできない。普段の練習でも手を抜かない、とこのことを意識して練習に取り組んでいます」
その語るの、監督の堀越 健太郎さん(43)。子どもたちにパスやシュートのテクニックなどを教えています。まずは守りを固めて、カウンターで攻めて得点する、というチーム方針で指導しているそうです。

安芸高田ハンドボールクラブの練習は週に2回、甲立小体育館や甲田中体育館で、2時間程度、基礎練習やシュート練習、試合形式での練習などを行っています。メンバーは、甲立小学校、小田東小学校の児童男女24名。今回全国大会に出場した男子のメンバーは10人。少数精鋭で大会を勝ち進みました。

小学校1年生のときにこのクラブに入ったキャプテンの小先勇輝くん(小田東小6年)



練習の様子



は、「ハンドボールは、シュートが決まると楽しいです。いろいろな技を使ってシュートを決められる選手になることを目標にしています。このチームの強いところは、皆一生懸命ディフェンスをして、速攻をしかけることだと思っています」と話してくれました。

全国小学生ハンドボール大会で4位、湧永レオリック安芸高田として出場した日本ハンドボールリーグジュニアリーグの西ブロック(西日本の6チームが出場)で優勝と、全国的にも強豪チームとなった安芸高田ハンドボールクラブ。3月には東ブロックの優勝チームとの優勝決定戦が控えています。その前にも中国大会などの大きな大会があります。これからも技を磨きかけ、ハンドボールを楽しみながら、勝利を掴み取ってほしいですね。

アジア大会出場 おめでとうございます

2014 仁川アジア大会 広島県BMX協会 山野本 悠里 (甲田町下小原)



減らそう犯罪

79 全国地域安全運動の開催 10月11日(土)~20日(月)の10日間

全国の防犯連合会と警察などが一丸となり、期間中地域安全運動を強化します。

この運動は、「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動と連動しており、10月11日は「減らそう犯罪の日」に指定しています。みなさんも、犯罪の無い安全で安心なまちづくりにご協力ください。



運動の重点

1、特殊詐欺被害の防止

振り込め詐欺、還付金詐欺、送り付け商法などの相談、通報の呼びかけと、情報発信の推進

2、子供と女性の犯罪被害防止

被害に遭わないための情報発信・啓発活動や、見守り活動などの犯罪予防活動の推進

安芸高田警察署交通ミニコーナー H26.8末現在

●平成26年交通事故発生状況(年間累計) 安芸高田警察署管内

区分	本年	前年	前年同期比増減数
人身事故	77件	92件	-15件
死者数	0人	3人	-3人
負傷者数	120人	108人	+12人

○管内の交通事故の特徴
・交通事故は、減少しているも負傷者数が増加
・脇見による追突事故が多発

○県内の交通事故の特徴
・高齢者の交通事故が半数以上を占めている
・飲酒運転事故が後を絶たない
・夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車事故が多発している

法令遵守と道路状況に応じた適正速度、車間距離の保持、交差点等における確実な安全確認をお願いします。



農業者の皆様へ 農地中間管理事業が開始されました!

地域営農課 ☎47-4021



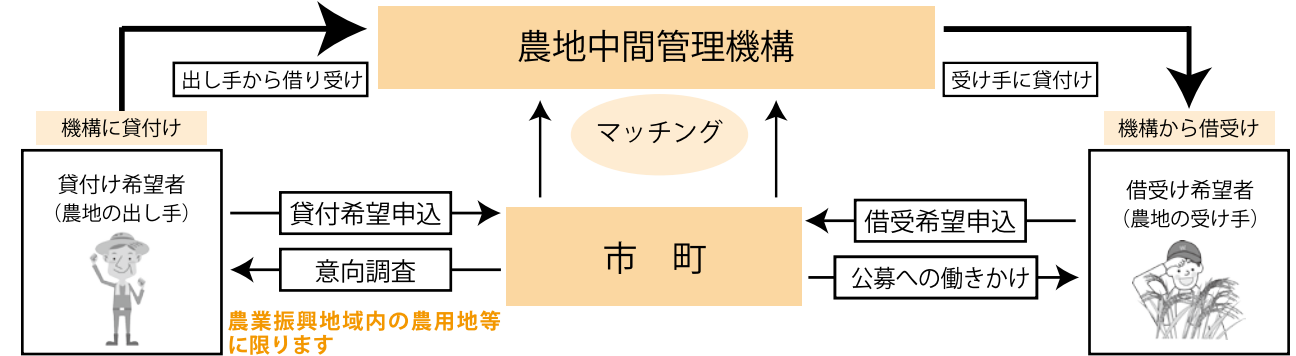
(一財) 広島県森林整備・農業振興財団が、農地中間管理事業を開始しました。平成26年度から始まった、農地中間管理機構を利用する農地の貸し借りの新しい取り組みです。

【農用地等の借受け希望者募集期間】平成26年9月9日~10月10日、平成26年10月30日~12月1日
※借受け申し込みについては、受付期間があります。

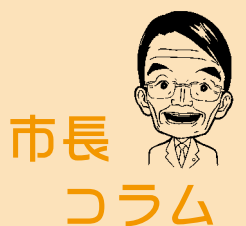
【農用地等の貸付け希望】随時、受付けております。お申し込みは、地域営農課まで。

詳細は、(一財) 広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)ホームページ(<http://hsnz.jp/>)をご覧ください。ただか、地域営農課へご相談ください。

農地中間管理事業の仕組み



今後の安芸高田市の危機管理(広島市北部大災害を教訓にして) 今回、広島市北部を襲った豪雨は、日本海にある前線の中に、南の暖かく湿った空気が流れ込み、局地的に雨雲が発達し、これが豪雨をもたらしたと言われています。広島県の土壌は、花こう岩が風化して出来た「まさ土」で、水を含むと崩れやすい性質があり、大変に脆弱な土質であります。1999年6月広島・呉を中心として、32名の死者を出す大きな災害いわゆる「6・29豪雨災害」がありました。この災害を機に2001年に「土砂災害防止法」が制定されました。この法律で、県は危険個所の調査を行い「ハザードマップ」を策定すること、また市は「ハザードマップ」を策定することを義務づけられています。「警戒区域」の指定には、住民の同意が必要ですが、地域イメージや土地価格の下落等の理由で同意を得ることが困難という状況があります。この度の被災地(八木・山本・緑井)においても、半数以上の地域が「警戒区域」に指定されています。同じメカニズムで土石流が発生したにもかかわらず、この法律の機能が発揮出来ず、この教訓が生かされなかつた事は、如何なる理由があるかと、広島市のみならず、私も市政を預かるものとして、反省すべきことと思



市長コラム ワイド版 第74回

また、最近の豪雨は地球温暖化の影響なのか、局地的な発生が多くなっていないか、広島市北部も広島県全体でもありません。地域全体での豪雨であり、気象台の予報が的確に活用できず、局地的な豪雨については、自治体が迅速に把握することが困難であります。気象庁は、「注意報」「警報」及び「特別警報」の情報発信します。この度の、広島市北部災害は、70人以上の死者を伴った大きな災害で「特別警報」レベルの豪雨によるものでしたが、局地的であったため「特別警報」に該当しませんでした。安芸高田市における、最近の降雨状況ですが、7月19日向原町において時間雨量125.5mm、8月20日八千代町において時間雨量61mmを記録しています。幸い安芸高田市では、地盤が飽和状態が無かったことや、山林部のため被害が少なかったのですが、状況によれば大災害が発生する可能性は十分にあったと思います。ちなみに、大災害の起こった8月20日の広島市三入における時間雨量は121mmでした。安芸高田市は、今回の災害対応として「第1次警戒体制」の段階で、各支所に「避難所」を設置しました。市民の皆様が自分の危険を前もって予知され、積極的に自主避難をされましたこと、非常に心強いことだと思いましたが、市民の皆様の防災に対する関心が高まったと感じています。今回の、広島市北部災害は、他人事ではなく、気象庁、国、県からの的確な情報収集は無論のこと、地域住民からの情報収集、危険区域及びハザードマップの見直し、避難勧告・避難準備の徹底等について再検討する余地があること、認識を新たにしたいと考えております。

子育てワンポイント

予防接種のお知らせ

定期予防接種は月齢・年齢に応じて、接種時期が決まっております。その期間であれば無料で接種することができます。しかし、その時期を過ぎると全額自己負担となり、万一接種による健康被害が発生した場合、予防接種法の救済対象になりません。予防接種は必ず期間内に受けましょう。母子健康手帳で予防接種の受け忘れがないか、確認しましょう。

【水痘ワクチンが定期予防接種になります】

平成26年10月から水痘ワクチンは、定期予防接種として公費で接種できます。

他の定期予防接種と同様、医療機関での接種です。対象者には接種券を送付いたします。

- ・対象者：生後12か月から生後36か月に至るまでの間の児。
- ・接種方法：3か月以上の間隔をあけて2回接種。
- ・標準的な接種期間：生後12か月から生後15か月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後6か月から12か月に至るまでの間隔をおいて1回接種。

※平成26年度のみ、経過措置として生後36か月から生後60か月にいたるまでの児は、公費で1回接種できます。対象者には接種券を送付します。

※すでに水痘に罹患したことがある場合は接種対象外です。

※任意ですの水痘ワクチンを接種したことがある場合は、すでに接種した回数分の接種を受けたものとします。

【子宮頸がん予防ワクチンの接種について】

現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種は、積極的にはお勧めしていません。そのため、今年度は新たに対象者になる方への予防接種券の送付を行っておりません。接種にあたっては、有効性とリスクを理解した上で受けてください。対象者は小学校6年生から高校1年生にあたる年齢の女子です。対象者の中で接種券の交付を受けおらず、接種をご希望の方は下記、福祉保健部保健医療課までお問い合わせください。

予防接種についてのお問い合わせ先

福祉保健部 保健医療課 健康推進係
☎42-5633

育児相談・4か月児相談・2歳6か月児相談・おっぱい相談

月日	受付時間	主な対象町	会場	相談内容	お知らせ
10月10日(金)	10:00~11:30	吉田町	中央保健センター	●育児相談 ●4か月児相談 ●2歳6か月児相談	※4か月児相談、2歳6か月児相談の対象児には個人通知します。 【対象】4か月児相談は平成26年6月生まれ。 2歳6か月児相談は平成24年4月生まれ。 ※内容：身体計測・食生活・歯・育児全般における相談 ※現在使用している歯ブラシをご持参ください。 ※午後の相談会では、「おっぱい相談」も行います。希望の方は、事前に保健医療課へお申込みください。 (☎42-5633)
10月24日(金)	10:00~11:30	甲田町			
	13:00~14:30	吉田町 美土里町 高宮町			
	13:00~14:30	向原町 八千代町			

対象町で来られない場合、他の対象町でも受けられます。事前に保健医療課(☎42-5633)までご連絡ください。

【乳幼児健康教室】

すくすく教室 ~すくすく離乳食~
★お口の発達にあった離乳食をすすめよう!★
赤ちゃんのお口の機能や発達に合わせた食べ方など分かりやすく説明します。離乳食を作って試食をします。

日	時	場所	申込期間	対象	持参物
10月17日(金)		中央保健センター 3階	10月10日~ 10月16日	★生後5か月児~ 1歳6か月児と その家族	お茶・タオル

※きょうだいでのご参加の方は、託児もあります。
※参加希望の方は、保健医療課(☎42-5633)へお申し込みください。
受付時間は8:30~17:00、土日祝は除く
Email: sukusuku@city.akitakata.lg.jp
(メールで送られる場合は、件名に「すくすく離乳食教室申し込み」と入力して、本文にお子さんの名前、月齢、町名、アレルギーの有無、きょうだい参加有無(有の方は、名前、年齢)を入力してください。)

のびのび教室 ~親子でクッキング~
★一緒に料理にチャレンジしてみよう!★
親子で一緒に料理を作ります。いろいろな料理にチャレンジしながら、「おいしい!楽しい!うれしい!」を感じることを大切にみつめてみましょう。

日	時	場所	申込期間	対象	持参物
10月15日(水)		クリスタルアージュ 調理室	10月8日~ 10月14日	★小学就学までの乳幼児をも つ保護者	お茶・タオル・ エプロン・ 三角巾

※きょうだいでのご参加の方は、託児もあります。
※参加希望の方は、保健医療課(☎42-5633)へお申し込みください。
受付時間は8:30~17:00、土日祝は除く
Email: sukusuku@city.akitakata.lg.jp
(メールで送られる場合は、件名に「のびのび教室申し込み」と入力して、本文にお子さんの名前、年齢、町名、アレルギーの有無、きょうだい参加有無(有の方は、名前、年齢)を入力してください。)

ハッピープレママサロン

~妊娠中からの子育てを応援します~

日	時	場所	内容	担当
10月21日(火) (10:00~12:00)		中央保健センター 3階	第1回 「マタニティライフを楽しもう!!」 ★妊娠中から始めるエクササイズで骨盤ケア ★ママの変化とベビーの成長 ★健やかな妊婦生活 ★知っておきたい安芸高田市の制度や母子保健事業	助産師 保健師

【対象者】妊婦さん(状態が安定している方)と家族
【持参する物】母子健康手帳・お茶等
【参加と託児】参加には予約が必要です。託児希望がある場合は、予約時にご相談ください。

※骨盤ケアのエクササイズを毎回行いますので、動きやすい服装でおいでください。
※3回シリーズですが、いつからでも参加できます。次回は11月18日(火)「妊娠期・授乳期のママの栄養とデンタルケア」を予定しています。
※予約先：保健医療課 ☎42-5633



神楽出合いプロジェクトで、神楽衣装の試着をする児童(9月8日(月)撮影)

子育て支援

園庭開放・体験入園日程

子どもたちは友だちと遊んだり、お母さんと遊んだりと楽しい時間が過ごせます。そのかわり、お母さんたちは育児の悩みなど情報交換もできます。
●持参するもの お茶・タオル・着替え

日	時	保育所(園)名	内容
10月1日(水) 9:30~11:00		ふなさ保育園	園庭開放
10月7日(火) 10:00~11:30		吉田保育所	園庭開放
10月7日(火) 9:30~11:00		かねね保育園	園庭開放
10月8日(水) 9:45~11:00		甲立保育所	園庭開放
10月9日(木) 9:30~11:00		ひまわり保育所	園庭開放
10月9日(木) 10:00~11:30		小田東保育所	園庭開放
10月10日(金) 10:00~11:30		吉田幼稚園	園庭開放
10月14日(火) 10:00~11:30		吉田保育所	園庭開放
10月14日(火) 9:30~11:00		くるはら保育園	園庭開放
10月16日(木) 9:30~11:00		みどりの森保育所	園庭開放
10月16日(木) 10:00~11:30		向原こぼと園	園庭開放
10月21日(火) 10:00~11:30		吉田保育所	園庭開放
10月22日(水) 10:00~11:30		小原保育所	園庭開放
10月22日(水) 10:30~11:45		ひの川幼稚園	園庭開放(なかよし広場)
10月24日(金) 10:00~11:30		吉田幼稚園	おたのしみ会
10月28日(火) 10:00~11:30		吉田保育所	園庭開放(秋の散歩)
10月29日(水) 9:30~11:30		入江保育園	園庭開放
10月30日(木) 10:00~11:30		みつや保育所	体験入園
10月30日(木) 10:30~11:45		ひの川幼稚園	体験入園(2日前までに申込必要)

◆下記の保育園は、随時園庭開放を行っております。行事の都合がありますので、各保育園にお問い合わせください。
刈田保育園 ☎52-2099
八千代南保育園 ☎52-3048
可愛保育園 ☎43-1776

げんきな親子

子育て中のみなさんを応援するコーナー。
子育てに関する情報をいろいろ掲載します。



子育て支援センター

【プレイルーム】

クリスタルアージュ1階にあるプレイルームは、子育て中の親子が集い交流しあえる場所です。3歳までのお子様向けのオモチャを置いてありますので保護者の方と一緒に気軽にご利用下さい。おしゃべりをして、ホッと一息しませんか。

■場所 クリスタルアージュ1階 エレベーター正面
■利用時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15

【子育て交流会】

とき	ところ	内容
10月23日(木) 10:15~10:30 受付 10:30~11:15 活動	吉田運動公園 エアロビクス室 (吉田町)	親子体操 *対象年齢 0~1歳児
10月30日(木) 10:15~10:30 受付 10:30~11:00 活動	クリスタルアージュ 1階 プレイルーム (吉田町)	親子交流会 *対象年齢 2~4歳児

■持ち物 水分補給の飲み物、汗拭きタオル、着替え等
■人数や季節等により時間が前後する場合がありますのでご了承ください。

■託児はありませんが、対象年齢ではないごきょうだいを連れてこられても大丈夫です。

■ご利用は無料です。ご予約は必要ありません。

問 子育て支援センター ☎47-1283

【子育て相談】

子育て支援センターでは、家庭児童相談員・母子自立支援員・保健師・子育て支援員が子育てに関する悩みなど相談に応じています。お子様と一緒に気軽においでください。

〈電話での相談も受け付けています〉

■受付時間 月曜~金曜日 8:30~17:15

問 子育て支援センター ☎47-1283

健康診査

月日・受付時間	対象	会場
10月2日(木) 13:00~13:15	3歳児健康診査 ・H23年4月生まれ	ふれあいセンター こうだ
10月9日(木) 13:00~13:15	1歳6か月児健康診査 ・H25年3月生まれ	ふれあいセンター こうだ
10月16日(木) 13:00~13:15	乳児健康診査 ・H25年12月生まれ	ふれあいセンター こうだ

※健診内容は、診察、身体計測、食生活・歯・こぼなど育児全般における個別相談。
※対象児には個人通知します。
※体調不良やその他の理由で欠席される場合は、事前に保健医療課(☎42-5633)までご連絡ください。

交通事故と国民健康保険について

保健医療課 ☎42-5619

① 交通事故でも国民健康保険は使えるの？
 交通事故で第三者（加害者）の行為によってケガや疾病になった場合でも、国民健康保険を利用して医療機関等を受診できますが、必ず保健医療課へ届出を行ってください。

② なぜ届出が必要なの？
 第三者（加害者）の行為によって生じたケガや疾病の医療費は本来第三者が負担する義務があり、国民健康保険によって治療を行った場合は、その費用を市が被害者に代わり第三者に損害賠償請求するためです。

③ 窓口は？
 必要書類をご準備のうえ、保健医療課に届け出てください。

④ 届出に必要なもの！
 印鑑・国民健康保険証・交通事故証明書・第三者行為による傷病届・事故発生状況報告書

示談は慎重に！
 届け出る前に、加害者側と示談して交通事故などによる医療費を受け取ると、あとで市から加害者へ費用の請求ができなくなる場合があります。

なお、交通事故による疾病の疑いがある場合は、お問い合わせをさせていただきます。これは、届け出をされず



平成26年6月診療分 1人当り医療費（単位：円）			
	安芸高田市	県平均	県内順位
一般	27,105	25,586	11
退職本人	29,132	27,954	9
退職扶養	28,937	25,167	4
全被保険者	27,321	25,685	9

（※県内順位・県内23市町で1人当たり費用額が高い順）



移動献血のお知らせ (400mL献血)

日・場 10月17日（金）
 J A 広島北本店
 9：30～11：15
 J A 吉田総合病院
 13：00～15：30

こころの健康相談

広島県精神保健福祉協会では、フリーダイヤルの不眠電話相談窓口を開設しています。疲れているのに眠れない、夜中に目を覚ましてしまう、朝早くに目覚めてしまう等、睡眠に関する悩みはありませんか？
 また、家族の方や職場の方で、睡眠に関する悩みを抱えている方はいらっしゃいますか？ご本人様以外からのご相談も可能です。

☎ 0120-230-103
 時間 月曜日 9：00～13：00
 火曜日～金曜日 13：00～17：00



断酒会

※お問い合わせ先：
 代表者 中田克宣
 ☎090-4802-1865

日 10月10日（金）19:00～21:00
 10月31日（金）19:00～21:00
 10月26日（日）13:30～15:30
 場 吉田人権会館ハートプラザよしだ
 日 10月3日（金）18:30～20:30
 場 ふれあいプラザ向原

【インフォメーション】 健康あれこれ

【お問い合わせ】保健医療課健康推進係 ☎42-5633

たかみや湯の森温泉ウォーキングプール健康教室

水中では腰や膝に無理な負担をかけることなく歩くことができ、普段使わない筋肉の回復や維持、増進を図ることができます。

コース	肩こり・腰痛・膝痛の軽減、予防コース (10時～11時)			体脂肪燃焼コース (19時～20時)
対象	美土里・高宮 地域の方	向原・甲田 地域の方	八千代・吉田 地域の方	市内全域
と き	11月10日～ 12月22日 毎週月曜日	11月6日～ 12月18日 毎週木曜日	11月7日～ 12月19日 毎週金曜日	11月6日～ 12月18日 毎週木曜日
申込期間	10月2日（木）～10月20日（月）			
と ころ	たかみや湯の森温泉ウォーキングプール			
定 員	17名(定員を超える場合、新規申し込みの方を優先とさせていただきます。)			
参加費	3,500円(温泉プール利用料1回につき500円は別料金)			
申込先	たかみや湯の森 ☎59-0059			

カルシウムアップ! 今月の食材 小松菜

小松菜のごまみそかけ

- (材料 4人分)
- 小松菜400g
 - 練り白ごま.....大さじ2
 - みそ.....大さじ2
 - 砂糖.....大さじ2
 - 練りからし.....小さじ1

食のさんぽ道



私たちが紹介します
 安芸高田市食生活改善推進協議会
 吉田支部

(作り方)

- ①小松菜はゆでて3cm幅に切る。器に盛る。
- ②練りごまと調味料を混ぜ合わせ、小松菜にかける。

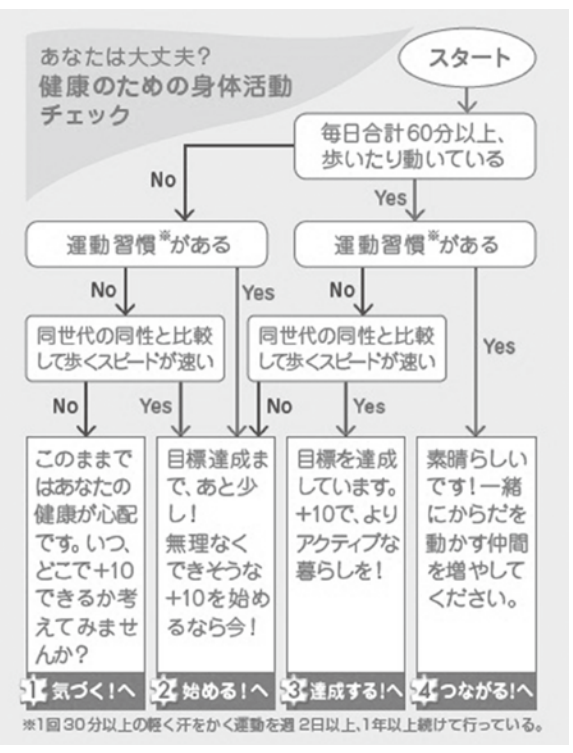
(ひとり分 エネルギー:93kcal、塩分:0.9g)

食欲の秋です

秋といえば「食欲の秋」、果物やお芋など、おいしく感じられる季節ですね。秋になると気候も涼しくなり、夏の暑さで弱っていた体力が回復し、消化器官の働きもよくなり食欲も戻ってきます。また食欲だけではなく、「スポーツの秋」でもあります。ウォーキングやジョギングなどのスポーツを楽しんで、食事と運動のバランスに気をつけて過ごしましょう!

食生活に関するご相談は、お気軽に保健医療課 栄養士にお問い合わせ下さい。(☎42-5633)

「アクティブガイド -健康づくりのための活動指針-



①気づく！
 からだを動かす機会や環境は身の回りにたくさんあります。自分の生活や環境を振り返ってみましょう。

②始める！
 今より少しでも長く、少しでも元気にからだを動かすことが健康への第一歩です。

③達成する！
 目標は1日合計60分、高齢者は40分、元気に体を動かすことです。

④つがる！
 家族や仲間と+10(プラス・テン)を共有しましょう。

健康のための一歩を踏み出そう！
 今より10分多くからだを動かすだけで、健康寿命をのばせます。あなたも+10(プラス・テン)から始めましょう!!

「運動のスローガン」は
 「運動習慣を身につけよう！こまめに体を動かそう！」

【健康あきたかた21】
 「みんながいよいよ笑顔で助け合えるまち」
 健康あきたかた21推進中!!

このコーナーは市内のいろいろな出来事を紹介するコーナーです。皆さんの身近な出来事をお知らせください。

◆連絡先
安芸高田市 政策企画課
TEL 42-5612
〒731-0592
安芸高田市吉田町吉田791番地
E-mail info@akitakata.jp



最期まで笑顔で生き抜く 安芸高田市在宅医療推進フォーラム

このフォーラムは、住み慣れた地域で最期まで笑顔で生き抜くための在宅医療支援体制を構築することを目的として、9月6日(土)クリスタルアーゾで開催されました。特別講演として、岐阜県の医療法人聖徳会小笠原内科の小笠原 文雄さんが「小笠原先生、ひとりで家で死ぬますか?」というテーマでこれまで経験された色々な事例の報告をされました。また、シンポジウムでは、在宅医療に関わる6名の方がそれぞれの立場から現状や課題の報告をされた後、意見交換を行われました。



大切に育てられた牛が集結 第71回安芸高田市畜産共進会

8月29日(金)、高宮にある広島北部農協家畜集合施設で開かれ、21頭が出品されました。どの牛も大きく立派で、黒く輝くような毛つやをしており、丹精込めて飼育された牛ばかりでした。審査は黒毛和種子牛の部、成牛の部の各部門に分かれて行われ、優秀賞、優良賞が決定されました。優秀な牛は県大会への参加候補になります。優秀な牛の講評のほか、良い牛に育てるための注意点などの指導もあり、もっと良い牛に育てようと畜産農家の方々は熱心に話を聞かれています。



安芸高田市からの入賞・入選作品を展示 第二回新県美展 巡回展

9月3日から9月7日まで、8月号で紹介しました入賞作品をはじめ、安芸高田市・山県郡の入選作品が展示されました。今年は向原生涯学習センターみらいではじめて開催され、初日から多くの方々が来場されました。地元の作家の作品を目当てに来場された方も多く、作品を前に「思っていた以上に作品が大きくて圧倒される」、「色づかいがとてもきれい」、「中々見られない良いものを見せてもらった」などと話され、満足そうにされていました。



安心で誰もが安全に暮らせる地域づくり 生桑振興会の竹木粉碎の取り組み

生活道や河川敷に繁茂する竹木の倒伏が、交通や流水を妨げるという地域課題を解決するため、生桑振興会では、県の地域課題解決支援事業の認定を受け、竹木粉碎機を導入した新たな取り組みを開始されます。9月6日(土)に機械操作の研修が行われました。大きな竹木でも粉碎機に投入すると瞬く間に粉々になります。振興会では、竹木を地域住民が伐採・粉碎し、これを堆肥に加工して販売するという事です。景観の改善と合わせて地域の新たな収入にもつながると期待が高まっています。



安芸高田の神楽を見て、体験してみよう 神楽出会いプロジェクト

市内の多くの児童が神楽に取り組んでいる一方、大半の児童は神楽に接する機会が限られています。安芸高田の誇りである神楽に興味を持ってもらうため、9月8日(月)神楽ドームで市内全小学校の6年生が神楽を体験する取り組みが行われました。神楽鑑賞はもちろん、団長や団員の指導により神楽で使う面や衣装などの試着が行われました。特に大蛇の試着では、大蛇の動きが際立つ仕掛けがあり、指導を受けながら動かしてみると、児童らはびっくりしながらも目を輝かせていました。



教科書を使う学校の授業とは違う学び なつやすみ子ども教室

長い夏休み、なつやすみ子ども教室として科学研究・折り紙・竹馬作り・水彩画・書道・ロボット作り・クラフト教室・工場探検など16の教室が開かれました。8月27日(水)には、「たたき染めでオリジナルアート」の教室が開かれました。たたき染めは、布の上に水に浸した草花を置いて和紙の上からたたいて色を布に移すものです。参加者は好きな草花を選び、慎重に位置を決め、夢中でたたいていました。最後は手作りの木枠にはめて完成しました。



絵本だけが持っている力がある 子どもが笑顔になる読み聞かせ講座

8月30日(土)、クリスタルアーゾで広島県子ども読書連絡会会長の小林 いづみさんを講師に迎えて、開かれました。先生は、「絵本にしかできないこと、絵本だけが持っている力を信じています。絵本の絵は動きませんが子どもは想像で動かし、たくさんの場面を空想します。子どもには大切なことです」と話されました。講座では、市内の2つの読み聞かせサークルが実演し、それに対する先生からのアドバイスもあり、実践的で中身の濃い内容に参加者は満足そうでした。

安芸高田 消防



安芸高田市消防本部・安芸高田消防署
TEL 42-0931 FAX 47-1191
ホームページ http://www.akitakata.jp/119/

ホテル・旅館等の優良宿泊施設に対する表示制度がはじまりました。

この制度は平成24年5月に福山市のホテルで発生し、死者7名を出した建物火災を教訓に、平成26年8月1日からホテルや旅館等の宿泊施設からの申請に基づき、消防用設備等の設置維持管理や防火管理状況等が消防法令の規定に適合し、かつ、建築基準法令の基準に適合していると認められた対象施設に対して消防機関から全国統



一の「表示マーク」を交付するものです。対象となる施設は3階建て以上で収容人員が30人以上のホテルや旅館等です。

表示マークの種類

初回の申請で表示マーク「銀」(1年間有効)が交付され3年間優良な施設には「金」(3年間有効)が交付されます。

この制度が開始されたことで、防火基準を満たす施設には「表示マーク」



火災	1件 (16件)
救急	131件 (994件)
救助	2件 (16件)
その他	0件 (29件)

※下段の()は平成26年の累計

マークを掲示しているホテルや旅館は自発的な防火体制が確立されたことを示すものです。防火上安全なホテル・旅館を選ぶ目安にもなりますので「自分の身は自分で守る」という意味でも、今後旅行などでホテルや旅館を探される際の参考にされてみてはいかがでしょうか。

ドクターヘリについて

ドクターヘリは、医療機器や医薬品を装備し、医師・看護師が搭乗して救急現場等に向かい、救命治療を行う専用のヘリコプターです。



広島県ドクターヘリ

いち早く治療を開始することで、救命率の向上・後遺症の軽減を図ることを目的に平成25年5月1日から運航開始しました。

運航時間	8時30分から17時まで (季節により多少変動)
運航範囲	広島県内全域を30分以内でカバー
出動要請	消防機関が、傷病者の重症度を判断し、要請

通常は、決められたヘリポート等へ着陸しますが、救急現場近くに安全な空き地等があれば、緊急的に着陸する場合もありますので、離着陸時は絶対に近寄らないでください。

ドクターヘリを要請した場合の費用は、国及び広島県が負担しているため、個人負担は発生しません。

ただし、医師から受けた医療行為に対しては、病院で適用される医療保険法に基づき医療費が発生します。今後とも、市民の方々の安全・安心を確保していくために、ドクターヘリを有効に活用してまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。



暮らしの情報

安芸高田市役所 ☎42-2111(代)

人権講演会&男女共同参画講演会

人権多文化共生推進課
☎42-5630
10月11日(土) 12:30開場
13:00開会
場 クリストアルアージュ 大ホール

【講師】女優・タレント・戸板女子短期大学客員教授 菊池桃子さん
【テーマ】「人生が楽しくなる、大人の学び方」
【その他】入場無料・要約筆記あり



けんみん文化祭ひろしま'14 (芸能・銭太鼓の祭典)

生涯学習課 ☎42-0054
10月5日(日) 10:30
場 クリストアルアージュ
【内容】県内の各地区から選出された20団体が、創意あふれる圧巻の演技を披露し競います。

【入場料】無料
安芸高田市からは、レイフラーワーハッピー向原(向原町)、レイフラーワーハッピーひとは(向原町)が出場されます。また、アトラクションでは、美土里中学校神楽同好会(神楽)が出演します。また、うどんや炊き込みご飯をはじめ

めとしたバザーも行われます。皆さまお誘い合わせの上、ご来場ください。

安芸高田市歴史民俗博物館 公開講座 第4回

歴史民俗博物館 ☎42-0070
10月12日(日) 13:30
場 安芸高田市歴史民俗博物館
【内容】毛利輝元の「乳母」(有福おち)が果たした役割



【講師】女性史総合研究会 員 丹正貴和美 氏
【申込開始日】9月28日(日) (60名・先着順)

認知症講演会・相談会

高齢者支援センター ☎47-1281
11月6日(木) 13:30
15:00(受付13:00)
場 クリストアルアージュ 大ホール

【演題】「正しく知ろう 認知症」
【講師】J A 広島厚生連吉田総合病院 精神神経科医師 酒井荒太さん、J A 広島厚生連吉田総合病院 認知症看護認定看護師 小野一恵さん
※どなたでもご参加いただけます。

募集

市営住宅の入居を募集します

住宅政策課 ☎47-1202

【公営住宅】
・所得制限(上限)あり
■殿前住宅(八千代町下根) 広さ:3DK 戸数:1戸
【特定公共賃貸住宅】
・所得制限(下限・上限)あり

■尾原住宅(向原町坂) 広さ:4DK 戸数:1戸
※制限項目や立地条件などは、事前にお問い合わせください。

※申し込みを希望される方は、申込書等を住宅政策課で用意しておりますので、お問い合わせください。
■申し込み期間 10月6日(月)から10月20日(月) 17:00まで(必着)

自衛官募集

平和を仕事にする

自衛隊可部募集案内所 ☎082-815-3980

【高等工科学校生徒(推薦)】
■資格 中卒(見込含) 17歳未満
■試験 1月10日~12日
●受付 11月1日~12月5日
【高等工科学校生徒(一般)】
■資格 中卒(見込含) 17歳未満
■試験 1月24日
●受付 11月1日~1月9日

【自衛官候補生】
■資格 18歳以上27歳未満(応募資格の詳細はお問い合わせ下さい)
■試験 受付時にお知らせします
●受付 年間を通じて行っております(詳細はお問い合わせ下さい)
※本庁・各支所に募集案内や要項を設置しておりますので、ご覧下さい。
自衛隊広島地方協力本部 URL
http://www.mod.go.jp/peo/hiroshima/
携帯アドレス
http://www.mod.go.jp/peo/hiroshima/keitai.htm

募集

広島広域都市圏 広島交響楽団共同鑑賞の参加者募集
 広島広域都市圏協議会事務局
 ☎082-504-2017

広島広域都市圏の住民の交流を促すため、中国地方で唯一のプロオーケストラである広島交響楽団を圏内の住民が共同で鑑賞します。名曲の数々を花束にして、あなたとあなたの大切な人にお贈りします。

11月3日(月・祝) 15:00開演

【公演名】音楽の花束〜広響名曲コンサート「秋」

【会場】広島国際会議場フェニックスホール(広島市中区中島町1番5号)

【募集人数】100人(申込多数の場合は抽選)

※就学前のお子様の申込みはできません。

【参加費】1人2,200円(S席)

【その他】抽選で広島交響楽団のグッズをプレゼントします。

【申込み・お問い合わせ先】

中学生以下の場合、大人の同伴が必要です。

往復はがき(1枚に4人まで)、代表者の住所及び電話番号、参加者全員の名義及び年齢、「広響共同鑑賞希望」の旨を記入し、10月10日(金)(※消印有効)までに、事務局へ。ホームページ「りーぶら」からも申込みできます。

〒730-8586 (住所不要)

広島市役所企画調整課内 広島広域都市圏協議会事務局
 ☎082-504-2017
 ホームページ
<http://www.r-bura.com/>

※広島広域都市圏とは？
 広島市と通勤・通学や買い物などでつながりの深い、西は山口県の柳井エリアから東は三原エリアまでの11市12町。圏域全体の発展を促し、連携して様々な交流を行っていきます。

県議会選挙のキャッチコピー募集
 広島県選挙管理委員会事務局
 ☎082-513-2605

来年予定されている県議会議員選挙のキャッチコピーを募集します。最優秀者には

福祉

障害児福祉手当と特別障害者手当
 社会福祉課 ☎42-5615

重度の障害のため介護が必要な在宅の方に手当を支給する制度があります。障害の程度、所得制限などの支給要件がありますので、詳しくはご相談ください。

○障害児福祉手当

【対象】20歳未満の障害児で日常生活において常時の介護を必要とする方

【支給額】月額14,140円(平成26年10月現在)

【支給月】5月、8月、11月、2月に、前月分までの3カ月分を支給します

○特別障害者手当

【対象】20歳以上の障害者で日常生活において常時特別の介護を必要とする方

【支給額】月額26,000円(平成26年10月現在)

【支給月】5月、8月、11月、2月に、前月分までの3カ月分を支給します

○妊婦歯科健康診査

【対象】妊婦(母子健康手帳をお持ちの方)

【受診方法】安芸高田市内の歯科医院で受けることができます。

○歯周疾患検診

安芸高田市では、次の対象の方に受診券をお渡ししています。ぜひ、この機会に歯科健康診査を受け、お口の健康づくりにお役立てください。

【対象】今年度40歳、50歳、60歳、70歳になられる方

【受診方法】安芸高田市内の歯科医院で受けることができます。

お知らせ

QUOカード3万円、抽選で航空券なども!

【応募方法】
 県ホームページ応募サイト
<http://www.pref.hiroshima.jp/site/senkyokanriinkai/kyougo-ken.html> から応募ください。

【応募締切】10月31日(金)

県収入証紙が11月1日から廃止されます
 総合窓口課 ☎42-5616
 管理課 ☎47-1201
 保健医療課 ☎42-5633

県収入証紙が、11月1日から廃止されます。これにより、手数料の支払い方法が、県納付書による納付に変更されます。

なお、市役所本庁会計課(指定金融機関―広島北部農協)での県納付書による取り扱いは、平日の午前9時から午後3時30分までとなります。

【関係する手続き】旅券(パスポート)、建築確認、調理師試験・免許、栄養士免許、准看護師免許などの申請手続き

家屋の新築・増改築・取り壊しをされた方は届出をお願いします
 税務課 ☎42-5614

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋を課税対象として台帳を作成し、その所有者から納税していただく税です。今年中に新築などをされた方は届出をしてください。

【届出の対象となる家屋】

- 今年、新築・増改築・取り壊された家屋
- 今年中に完成予定の家屋
- 昨年以前に新築・増改築されたが、まだ評価を受けていない家屋
- 昨年以前に家屋の取り壊しまたは、倒壊があったが、平成25年度固定資産税納税通知書に添付された課税明細書にまだ記載されている家屋
- 登記されていない家屋を売買などにより取得したり手放したりした場合(売買契約書などをご持参ください)

【届出先】税務課または各支所窓口係

※届出用紙は、納税通知書に添付のものか、届出先に備え付けのものをご利用ください

「広島県中山間地域振興計画(仮称)」(案)の策定について

広島県中山間地域振興課
 ☎082-513-2603

広島県では、現在策定中の、中山間地域の振興を目的とする「広島県中山間地域振興計画(仮称)」(案)に対するパブリックコメントを募集しています。詳しくは県中山間地域振興課のホームページ
<https://www.pref.hiroshima.jp/soshiki/35/> をご覧ください。

【募集期間】10月1日～10月30日

オータムジャンボ宝くじ発売
 公益財団法人広島県市町村振興協会
 ☎082-223-6545

「大きい秋が目の前に! オータムジャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて3億9,000万円!」

1等 3億3,000万円、前後賞 各3,000万円

発売期間: 9月19日(金)から10月10日(金)まで(売り切れ次第、発売終了です)。

発売金額: 1枚300円

この宝くじの収益金は市町

およろこび

吉田町 高野川 西山根口 折宮本川	美土里町 津田白人(男) 高宮町 石前斗恒(男) 甲田町 棚原有美(女)	河野 坂本	次郎(男) 優仁(男)	巖 優悠	眞奈(女) 奈葉(女) 帆(女) 優(女)	結隆(男) 葉優(女) 咲(女)	川田川島 上見	細山関中 八千代町 溝岩	世遥(男) 人実(女) 空菜(女)	侑海(男) 成澄(女) 澄維(女)	永良(男) 政定(男) 久志(男) 富シ(男) 孝(男)	枝男(男) 子登(男) 枝工(男) 一尊(男)	92歳 89歳 87歳 88歳 86歳 89歳 97歳 92歳
----------------------------	---	----------	----------------	---------	--------------------------------	------------------------	------------	--------------------	-------------------------	-------------------------	--	----------------------------------	--

おくやみ

吉田町 (国司) (国司) (吉田) (吉田) (下入江) (中馬) (長屋) (小山) (八千代町) (勝田)	西世立 沖野 神田 横山 中田 浅枝	永良 川野 野田 山田 横山 中田 浅枝	鈴木 マサ 政定 久志 富シ 孝	枝男 子登 枝工 一尊	92歳 89歳 87歳 88歳 86歳 89歳 97歳 92歳	(下根)末廣喜美子 97歳 (向山)二上甲江 89歳 (佐々井)嶽由美子 72歳	美土里町 (本郷)貞任信子 88歳 (本郷)殿重モヨコ 85歳 (北)平野義男 92歳	高宮町 (船木)川野照夫 87歳	(船木)猪花ハツヨ 93歳 (船木)中本数子 81歳 (佐々部)中尾勝三郎 96歳 (佐々部)小田憲三 80歳 (来女木)足助藤枝 94歳 (原田)小早川ミツヨ 91歳 (川根)片山徹 90歳	向原町 (有留)谷本日出龍 88歳	敬称略	*(下小原)川見靖治 67歳 (上甲立)井上トミエ 80歳 (上甲立)片岡タチエ 92歳 (下甲立)中本群三 85歳
--	-----------------------------------	--	---------------------------------	----------------------	--	--	--	---------------------	--	----------------------	-----	---

※このおよろこびとおくやみは掲載を承認された方のみ掲載しています。市外で届けられた方で名前の掲載を希望される方は、政策企画課 ☎42-5612までご連絡ください。



年金

ちよつと増やせる「付加年金」をご存じですか

三次年金事務所
☎0824・62・3107

付加保険料と付加年金の額
付加年金の額は、「2000円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。
例えば、付加保険料を5年間（60カ月）納めたときの総付加保険料額の2万4,000円（4000円×60カ月）に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額1万2,000円（2000円×60カ月）となります。付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります（上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の金額です）。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じと言えます。公的年金を損得勘定で考えるのには一部のご批判もあります。が、あえて言えば、この厳しい「超低金利時代」にあつて

は、朗報と言える制度ではないでしょうか。付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」（増額や減額）などはありません。一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。付加保険料を納める際の留意点
付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。
①自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られます。
②半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
③60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
④国民年金基金に加入の方は、付加保険料を納められません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
付加保険料の納期限は翌月末（休日（納期限）と定められています。納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。
納付をやめても掛け捨てになりません
納付期限は翌月末（休日・祝日の場合は翌営業日）です。付加保険料の手続きと相談先は、お住まいの市の国民年金の窓口または住所地を管轄する年金事務所となっています。なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。
農業者年金の加入者は必ず納めます
農業者年金制度は、他の公的年金制度と同様に「老後生活の安定・福祉の向上」を目的として、年金事業を通じた農業政策上の目的をもちあわせてもった制度です。
農業者年金制度は、昭和46年1月に発足して以来、経営

移讓年金等の給付を行うことにより、専業的農業者の老後生活の安定とともに、適切な経営移讓を通じて農業経営の近代化と農地保有の合理化の促進に寄与してきました。農業者年金に加入できるのは、60歳未満の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事することが要件となっています。国民年金の保険料の免除を受けている人は加入できません。農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を納付（強制適用）しなければならぬことになっています。農業者年金の加入の際に、最初の窓口となるJA等では、市の国民年金の窓口で付加保険料の納付の届出（農業者年金に加入した人は強制適用の届出）を行うように指導しています。

は、朗報と言える制度ではないでしょうか。付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」（増額や減額）などはありません。一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。付加保険料を納める際の留意点
付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。
①自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られます。
②半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
③60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
④国民年金基金に加入の方は、付加保険料を納められません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
付加保険料の納期限は翌月末（休日（納期限）と定められています。納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。
納付をやめても掛け捨てになりません
納付期限は翌月末（休日・祝日の場合は翌営業日）です。付加保険料の手続きと相談先は、お住まいの市の国民年金の窓口または住所地を管轄する年金事務所となっています。なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。
農業者年金の加入者は必ず納めます
農業者年金制度は、他の公的年金制度と同様に「老後生活の安定・福祉の向上」を目的として、年金事業を通じた農業政策上の目的をもちあわせてもった制度です。
農業者年金制度は、昭和46年1月に発足して以来、経営

八千代支所 ☎52-2111 高宮支所 ☎57-0311 向原支所 ☎46-3111
美土里支所 ☎54-0311 甲田支所 ☎45-4111 消防本部 ☎42-0931(代)

10月の休日・夜間の救急医療

■高田地区休日夜間救急診療所
〔JA吉田総合病院〕(吉田町)
平日 17:00～翌朝8:30
日・祝日 8:30～翌朝8:30
【内科・外科】☎42-0636
■児玉眼科医院(吉田町)
10/19(日) 9:00～18:00
【眼科】☎42-0226
※都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問合せください。

ます。
☎28日(火) 10:00～15:00
☎クリスマスアージュ 202
■相談員 行政相談委員
暮らしの心配ごと相談会
【吉田人権会館】※予約不要
☎10月2日(木)・10月16日(木)
いずれも、10:00～15:00
☎吉田人権会館 ☎42,2826
【たかみや人権会館】※予約は、相談日の5日前まで
☎10月14日(火)・10月28日(火)
いずれも、18:00～20:00
☎たかみや人権会館 ☎57,1330
巡回無料弁護士相談会
【吉田人権会館】※予約は、9月25日(木)から
☎10月9日(木) 13:00～16:00
☎吉田人権会館 ☎42,2826
【八千代人権福祉センター】※予約は、10月9日(木)から
☎10月23日(木) 13:00～16:00

市の人口
総人口・・・30,127人(30,515人)
男・・・14,538人(14,700人)
女・・・15,589人(15,815人)
世帯・・・13,176戸(13,167戸)
■平成26年9月1日現在
※()の数字は、前年同月数値
10月の納税
市・県民税3期
国民健康保険税5期
納期限：10月31日
夜間納付窓口
開設日
10月23日
(17:15～19:00)
開設場所
安芸高田市役所税務課
清風会つばみ ☎47,2092
相談支援事業所もやい ☎45,2320
安芸高田市障害者基幹相談支援センター ☎47,1080
障害者相談
※水・金曜日以外は危機管理課で対応
消費生活相談 ☎42,1143
水・金曜日 9:30～16:30
■相談員 消費生活相談員
※水・金曜日以外は危機管理課で対応
健康相談
保健医療課 ☎42,5633
※平日8:30～17:15
安全相談
危機管理課 ☎42,5625
高齢者相談
高齢者支援センター ☎47,1281
児童・母子家庭相談
子育て支援課 ☎47,1283
健康相談
保健医療課 ☎42,5633
※平日8:30～17:15
消費生活相談 ☎42,1143
水・金曜日 9:30～16:30
■相談員 消費生活相談員
※水・金曜日以外は危機管理課で対応

その他

「安芸高田市ふるさと応援寄附金」をいただきました
本当にありがとうございました。
【寄附者】
山下 千之 様
黒川 裕子 様
犬・猫の引き取り
環境生活課 ☎42,1126
10月7日(火)・21日(火)
9時 市役所本庁にて
※飼い犬・飼い猫の引き取りを希望される飼い主は、必ず事前に広島県動物愛護センター(☎代0848・86・6511)に相談してください。
ハローワーク安芸高田の求人・求職状況(7月分)
月間有効求職者数 538人
月間有効求人数 759人
月間有効求人倍率 1.41倍
お仕事のご相談・求人募集はハローワークをご利用ください!
☎42,0605 ☎42,0224

相談

調停相談会(無料・予約不要)
広島簡易裁判所
☎(代)082・502・1389
交通事故・金銭・土地建物・公害・家庭の問題でお困りの方は、調停委員が調停手続きの利用についてご相談に応じます。

ます。
☎10月24日(金) 10:00～16:00
☎アクアホール 広島バスセンター1階(広島市中区基町6・27)
年金・労働無料相談会
広島県社会保険労務士会三次支部
道沖りえ社会保険労務士事務所 ☎52,3555
障がい年金をあきらめていませんか?疑問や悩みを社会保険労務士がお答えします。
☎10月15日(水) 15:30～18:30
☎クリスマスアージュ301
※できれば予約をお願いします。
行政相談日(10月)
国の機関へ苦情や意見などがあつたら
総務課 ☎42,5611
【高宮会場】
☎19日(日) 10:00～16:00
☎市役所高宮支所前広場
■相談員 行政相談委員
【美土里会場】
☎14日(火) 10:00～12:00
☎市役所美土里支所
■相談員 行政相談委員
【吉田会場】
吉田(2日、16日)は暮らしの心配ごと相談会と併設です。
特設行政相談
6人の行政相談委員が集まり